



仏歴2560年（西暦2017年）

タイ王国

憲法（要点）







## 前書き

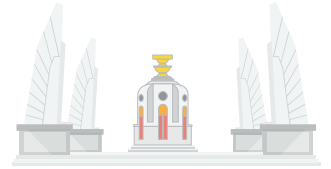
2017年4月6日、ワチラーロンコーン国王陛下にご臨席を賜り、仏暦2560年(西暦2017年)タイ王国憲法の公布式典が開催された。本憲法は立憲革命により絶対王制から立憲君主制に移行して以来20番目となっている。

憲法の特徴は国家の行政・統治の執行における最高法規とされる。国民がお互いに平和的な生活ができることを目的とし、時代と国勢への適合性を考慮の上、各憲法においてタイ社会の国民全員に及ぶ「権利」・「義務」・「規範」に関する規定を定めている。それと同様に、国家が持続可能な発展のための国・政府への義務を定めた「国家戦略方針」をはじめ、より一層の国民の権利・自由保護強化・改革した国会議員総選挙方式等というような本憲法の一部の内容が新たに規定された。

衆議院事務局は国会における立法上事業の支援と国民の政治行政の理解を振興する任務の遂行を行っていく機関である。それ故に、関心のある一般国民に対し、新憲法に関する様々な情報や教育などをインターネット上で十分に提供する他、新憲法の知識・要点が詳しく説明された本の出版やパンフレットを作成し、参考資料として広い範囲で配布をすることとなった。

又、外国の方々にも同じく新憲法に関する知識を提供するため、衆議院事務局附属外国語事業担当部は新憲法の要点に限り、日本語・韓国語・スペイン語・ドイツ語・アラビア語に翻訳することとなった。電子資料は下記のホームページにアクセスし、ご覧いただきたい。<http://www.parliament.go.th/interparliament/>





# 目次

## 仏暦2560年（西暦2017年）タイ王国憲法の要点

タイ国民の権利及び自由 .....	1
タイ国民の義務 .....	3
国の義務 .....	5
国策 .....	6
首都及び内閣 .....	8
国会 .....	10
衆議院議員 .....	10
参議院議員 .....	10
経過規定 .....	15
国会の権限及び役割 .....	17
会議 .....	17
法制 .....	18
抑制と均衡 .....	18
承認 .....	18
選挙へ進もう .....	19



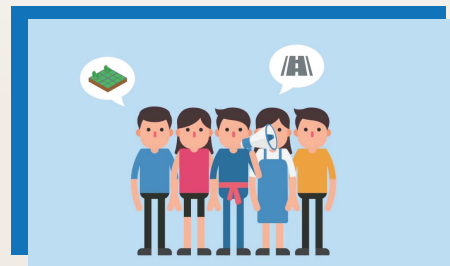
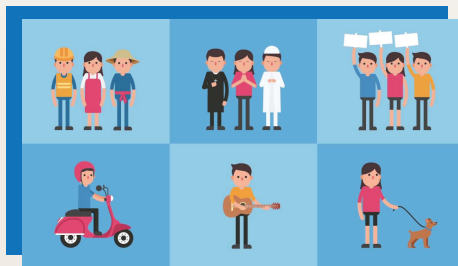
## タイ国民の権利 及び自由



➡ 新憲法では権利及び自由の保証・保護の行われ方は変化している。つまり、旧憲法の「憲法において定められた権利及び自由のみ保障・保護する」が、新憲法では「憲法において定められたもののほか、憲法又は法律で規定されなかったり、禁じられなかったりした行為をその者が行った場合でも、その権利・自由を保障・保護されるべきである」に変更されている。

➡ 国民の権利及び自由の行使に関する条件をより明らかに定めている。つまり、国民の権利・自由の行使は以下の通りに考慮しながら、行われなければならない。

- ① 国の安全確保に影響を与えない又は危害を加えないこと。
- ② 社会の秩序及び国民の安全に影響を与えない又は危害を加えないこと。
- ③ 他人の権利又は自由を侵害しないこと。つまり、自分の権利・自由の行使は社会的な範囲及び他人を配慮せずにはならない



➡ 国は特に憲法で定める規定により国民の権利及び自由を限定する。  
憲法で定めていない場合は、その法律は

- ① 国民の権利・自由に負担を過大にかけない又は限定してはならない。
- ② 国民の人間としての尊厳に影響を与えない又は侵害してはならない。



法律の制定については、

その法律の効力が一般的であり、特定の者又は場合に限らないこととされる。国民の権利・自由に対し限定することがある場合、その理由を明記することを必要とする。

## 新憲法に基づくタイ国民の権利及び自由



① **タイ国民全員** が法律に基づき権利・自由を有し、男女平等にその権利及び自由が保護される。国民に対し不公平な行為又は差別行為はしてはならない。

### ② 国民は以下の権利を有する。

- ① 自分の生命及び身体に対する権利。
- ② 刑事手続きにおける権利。
- ③ 強制労働者に徴用されない権利。
- ④ 個人生活・名誉・名声及び家族における権利。
- ⑤ 財産・相続における権利。
- ⑥ 消費者の権利を保護及び行使するため、消費者に関する機関を設置するという消費者の権利。
- ⑦ 公衆衛生のサービスを受ける権利。
- ⑧ 祖国から援助を受ける権利。その権利は60歳以上で生活に収入不足な者及び貧しい生活を送る者に限る。

### ③ 国民は以下の自由を有する。

- ① 宗教の原理に基づく行い・儀式に参加又は信仰の自由。
- ② 居住移転の自由。
- ③ 意見陳述・話すこと・書くこと・出版・広告及びほかの方法による伝達の自由並びに学問の自由。
- ④ 様々な手段による伝達の自由。
- ⑤ 旅行及び居住の選択の自由。
- ⑥ 職業の選択の自由。
- ⑦ ある目的のために集まり、特定の機関を設立する「結社の自由」。例えば、共同社会、協会、協同組合、組合、機関、団体などである。
- ⑧ 武力行使を行わない平和的集会の自由。
- ⑨ 立憲君主制体に基づく政党結成の自由。

④ 国民及び共同社会は以下の権利を有する。



- ① 法律に基づき、行政機関の保有する情報を請求する。
- ② 国の機関に苦情を申し出、検討結果を早期に受ける。
- ③ 政府職員或いは国の機関の職員の不正行為又は職務怠慢については、その所属機関に対し、訴訟する。
- ④ 地域及び国の知的財産、美しい芸術、文化、習慣、慣習等を保存・復興又は振興する。
- ⑤ 法律で規定された手法に基づき、天然資源・環境・生物の多様性を管理・維持し、均衡を保ちながら、持続可能な形で利用する。
- ⑥ 国民又は社会に利益をもたらす何かしらの行為又は国民・社会の平和な暮らしに悪い影響を及ぼす何かしらの行為の中止について提言をするために、国民及び社会は、法律で規定された方法に基づき、国の機関に対し、署名活動を行う。その後、関係機関が関係する国民と共に検討した結果を速やかに通知する。
- ⑦ 共同社会の福祉の制度を制定する。

## タイ国民の義務



国民は以下の義務を有する。

1



国家・宗教・国王・  
憲君主体制を維持する。

2



国有財産を保護する  
と同時に災害防止軽減  
のためにも協力する。

3



法律を遵守する。

4



義務教育を受ける。

5



法律の定めるところ  
により、兵役に服する。

6



他人の権利及び自由を侵害  
せず、尊重する。  
一方、社会に葛藤又は嫌悪  
を来す行為をしない。

7



選挙権・国民投票権を行使する。

8



自然環境・天然資源・生物  
多様性の保護活動に協力・  
支援する。

9



法律の定めるところ  
により、納税する。

10



全ての形の汚職・不正行  
為に協力しない又はそれ  
を援助しない。



## 国の義務

新憲法では「国の義務」を規定することとなった。国の義務は2つに分かれている。つまり(1)「一般的義務」と(2)「国民の権利にあたるものを実現させる」という義務である。つまり、国民及び共同社会は国の執行を促進させる権利を有する。又、法律の定める原則と手法に基づき、国民及び共同社会は利益を得るために、両者は国に対し行政訴訟権利も有する。



### 1. 一般的義務



国は法律の遵守及び厳格な施行を監視する。



国は、王室関係機関・国家の独立・国家主権・領土保全及びタイ国の統治権のある領土・国家安全並びに公の秩序を保護する。

### 2. 国民の権利にあたるものを実現させるという義務

- 01 国は教育費を無償化し、子供全員に質の良い教育を受けさせる。



- 02 国は国民に質の良い公衆衛生サービスをしっかり行う。



- 03 国は国民の日常生活に不可欠な共益事業をきちんと提供し続ける。



- 04 国は地域・国家の知的財産、芸術、文化、習慣、風習等を保護及び振興する。



- 05 政府は天然資源と環境を保護維持する。



- 06 国は、国民の生活・健康・環境へ影響を及ぼす国の事業による事情・意見を聴取し、それに基づく損害賠償を付与する。



- 07 国は行政情報を国民に公開する。



- 08 国は、国益と国民の利益を目的とし、無線周波数及び人工衛星の軌道における権利を管理する。



- 09 消費者の権利を保護するため、それに関する措置・仕組みを設置する。



- 10 厳格な財政規律を維持する。



- 11 官界における汚職・不正行為を防止及び撲滅するため、そのための措置・仕組みを設置する。



## 国策



**国策**とは、国の行政に関する法律の制定及び政策の作成を行う方針であり、枠組みとしてどのように行政を果たすか又はどのようなことに係るかを配慮しながら、政策を作成していく。又、新政府が発足しても、それ以前に法律に基づき決められた行政政策をそのまま施行していくという支柱ともなるということである。

- ① 良い統治という原理に基づき、持続可能な国家開発を目的とする国家戦略を決める。



- ② 他国との関係を強化する。



- ③ 国家仏教と他の宗教を保護及び支援する。



- ④ 貧困層の人たち・恵まれない人達に必要なとした刑事手続きの管理の仕組みをより効率的にさせ、その人たちに差別のない公平な法的な援助を当てる。



- ⑤ 科学・技術・様々な芸術の知識に関する研究と開発を促進する。



- ⑥ タイの各民族における独自の文化・行事・昔ながらの生き方に伴い、所属社会で平和的な生活を送ることを促したり、保護したりする。



- ⑦ 家族のふれあい・人材開発を促進する。そして子供・青少年・婦人・高齢者・障害者・貧困層の人たち・恵まれない人に対して豊かな生活を援助し、それらの人が暴力を振るわれたり、差別されたりすることを防止する。



⑧ 土地・水資源・エネルギーに関する執行は以下の通りである。

- (1) 適切な国土利用計画を策定する。
- (2) 各レベルの国民に農用地の利用権を公平的・徹底的に分散するの に必要な措置を講じる。
- (3) 各レベルの国民に農用地の利用権を公平的・徹底的に分散するの に必要な措置を講じる。
- (4) 国民の生活、職業、工業等における消費に応えるため、質の 良い水資源を確保し、十分に供給する。
- (5) エネルギー保護、エネルギー有効利用促進、代替エネルギー の生産・開発促進を図る。



⑨ 農民が農業を効率的に行うのに必要な措置を講じる。同時にその仕組みを構築する。



⑩ 国民の能力・年齢に応じた職業能力を育成し、雇用や労働者保護等を促進する。同時に貯蓄を振興する。



⑪ 国民が効率的に経済成長による利益が受けられるよう経済制度を整える。国有企業を運営する際は民間企業と競争をしないことを原則とするが、国の安全保障・共通の利益の保護を目的とする場合はこの限りでない。



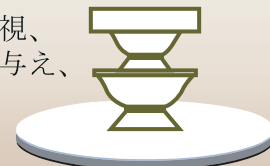
⑫ 行政制度を国家の安定にふさわしい形に改善する。



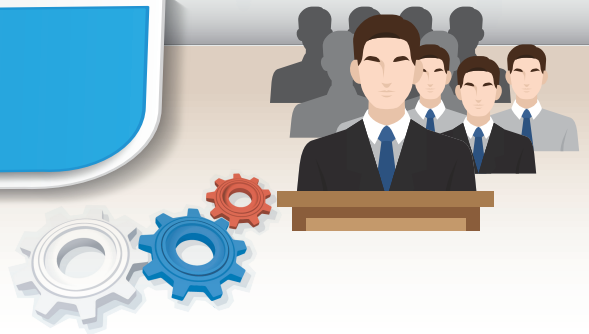
⑬ 国民への負担とならないよう社会事情に合わない法律、必要のない法律又は生活・職業上で不利益になる法律を廃止し、必要性を考慮の上、法律を制定する。制定前、利害関係を有する者から意見を聴取し、各面で起きる可能性のある影響を配慮し、詳しく体系的に分析する。



⑭ 立憲君主体制、国会開発の協力、国権行使の監視、汚職抑制・防止、政治的意思決定に関する知識を与え、その理解を高める。



## 首都及び内閣



**内閣**は国王により、共同責任の原理に基づく国政の任務を果たす首相1名と大臣35名以下の構成で任命される。衆議院議員は、国王により任命された首相を承認する。首相の就任は継続就任の場合でも計8年以上留まることができない。しかしながら、退任後、任務を継続した期間は含まない。

- **選挙運動**：各政党は3名の首相候補指名者名簿を選挙管理委員会に提出し、同委員会はその名簿を国民にも公示する。

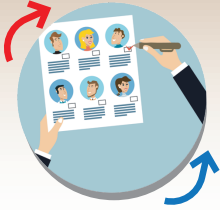


- **首相候補者指名**：指名の決定権は各党に置かれる。各党は所属党员である者、党员でもない者又は党の議員の中から選出し、指名する。従って、党はその決定の責任を負わなければならない。



- **指名された者**は首相に禁じられる事項に該当しない者で、首相の資格を十分に有しなければならない。又、その者に党から首相候補者指名承諾を得なければならないことが条件とされる。しかし、他の党からも二重指名承諾書が見つかった場合、その承諾は無効となる。





- 衆議院は、衆議院議員全員の5%以上で議員となった党員が所属した連立与党の名簿から首相を選出する。



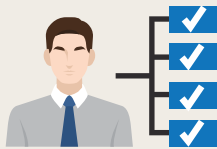
- 首相に任命される者は衆議院の出席議員の過半数の賛成を必要とする。



首相の資格と禁じる条件については上記の通りだが、附則として首相になるには追加条件に該当する資格も必要とする。下記の通りである。



- 出生によるタイ国籍を有する。
- 35歳以上の者である。
- 学士号又はそれに相当した資格を取得した者である。



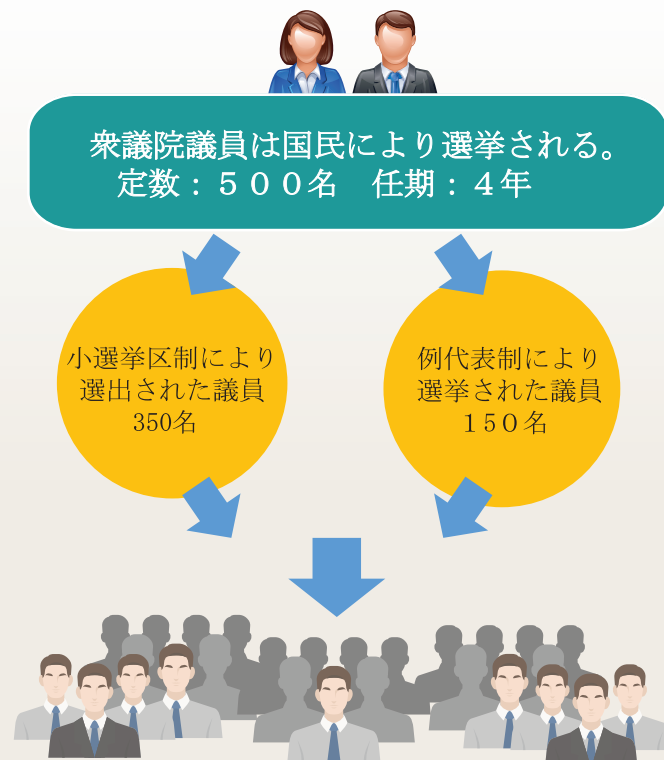
- 忠誠心のあると認められた者である。
- 重大な道徳違反を示す行為・意図を持つ者ではない。



- 過失犯罪・軽犯罪・侮辱罪に当たる行為をした者を除き、最終判決を下ろされていなくても禁錮判決を言い渡された者又は執行猶予期間中の者ではない。
- 首相の任命期日まで2年の間に利益相反行為又は官庁の業務などに介入した行為により、辞任させた者ではない。

## 国会

新憲法により国会は参議院議会と衆議院議会で構成する。



### ❖ 衆議院議員の義務

1. 法律の提出及び審議。
2. 勅命を承認するか承認しないかを判断する。
3. 憲法改正案を發議する。
4. 国政を監督する。
5. 首相任命の承認を与える。
6. 衆議院議員・衆議院議員・委員会の会員の身分喪失又は予算の行使へ影響を及ぼす行為について検討・決断を憲法裁判所へ要求する。



### ❖ 衆議院議員の立候補者資格・条件



1. 出生によるタイ国籍を有する。
2. 選挙期日までに満25歳以上である。
3. 選挙期日までに90日以上政党党员となっている。
4. 小選挙区制選挙に立候補者の必要な条件は以下の通りである。
  - 立候補の申出期間まで5年以上継続してその届出先の住民票に記載されていること。
  - 選挙の立候補の届出の県で出生したこと。
  - 選挙の立候補の届出の県における教育を5年以上継続で受けたこと。
  - 5年以上継続し、公務に就任した又は官公庁で職務を行ったことのあること。



### ❖ 衆議議員の立候補に禁じる資格・条件



- 刑罰対象の薬物の中毒者であること。
- 破産者として裁判所により、確定されたこと。
- 新聞事業またはマスメディア事業の株式を所有する。
- 選挙権の行使を禁止されている者である。
- 選挙に立候補する権利停止中又はその権利を取り消されたこと。
- 選挙期日まで禁錮刑に処され、拘留中又はその刑の終了から10年経過していないこと。しかし、軽犯罪・過失犯罪に当たる行為をしたことを除く。
- 職務上の不正行為による異常な蓄財があると判断されたことのあること、当該義務に違反したこと、重大な違反をしたこと、選挙における不正行為をしたこと。
- 異常な蓄財を事由に裁判所の判決あるいは命令により財産を国庫に没収されたことがある。
- 背任罪・重犯罪・選挙規律の違反者であると判断された者である。
- 政治職公務員以外の常勤あるいは定給の公務員である。
- 参議院議院から罷免決議を受けたことがあり、参議院議会の決議日から投票日までに2年が経過していない。
- 憲法裁判所の裁判官または独立機関に就任していること。
- 政治職への就任を禁じられている最中である。





衆議院議員  
の選挙方式

国民の選挙（選挙区：350名 比例代表：150名）

仏暦2560年（西暦2017年）のタイ王国憲法により衆議院議員選挙の新原則は**各一票が同じ価値を持つ**という認識に基づくものとする。各選挙区において最高票数を得た立候補者は選挙区選出の衆議院議員となる。又、各選挙区からの各党の得票数を合計し、各党の可能獲得衆議院議席数を、その政党の立候補者が選出されたか否かによらず計算する。その政党の議席数が可能獲得議席数以下となる場合はその党の残りの議席は比例代表選出の衆議院議員となるものとする。このような方式はすべての投票が無駄にならず、国民の民意を正確に反映することになる。

一回の**X**印付けと  
一枚の投票用紙で...

選挙区選出議員  
**350**名

「白票」(Vote No)の数が候補者の得票数より多い選挙区では、再選挙しなければならない。  
(しかし、その選挙区で落選した候補者は再び立候補又は再選挙ができない。)

各党の得票総数は  
比例代表選出議員  
議席数を決定する  
条件とされる。

**X** 下記の原則に基づき、各党は候補者名簿を作成しなければならない！

- ・地域的分布
- ・党員の参加
- ・男女平等

比例代表選出議員  
**150**名

比例代表選出議員における議席配分の計算方法

$\frac{\text{全国総得票数}}{500 \text{ (定数)}} = \text{A (議員1人あたりの得票数)}$
$\frac{\text{各党の得票総数}}{\text{A}} = \text{B (各党の可能獲得議席数)}$
$\text{B} \times \text{各党の選挙区選出議員} = \text{比例代表選出議員の議席数}$

その党の選挙区選出議員における議席数が可能獲得議席数以上となった場合、  
▶ 比例代表選出議員の議席を配分されないこととする





### 参議院議員

参議員の選出方法：立候補者での互選  
定数：200名 任期：5年

#### ❖ 参議院議員の役割：

1. 法律案を再考する。
2. 行政を監視する。
3. 人を憲法に基づく独立機関の官職に任命する際に承認する。
4. 憲法改正原案を発議する。（衆議院議員と共にしなければならない。）
5. 提出された衆議員・参議員・委員の任期満了に関する修正案又は、予算の執行に影響を与える行為に関する判断や審議を憲法裁判所に要求する。

#### ❖ 参議院議員の立候補資格・条件



- 出生による国籍を取得した者である。
- 立候補届出の受理日に40歳以上に達している者である。
- 参議員になるのに必要とした知識、能力、経験等を10年以上有する者又は、規定された法律に適合する者である。
- その立候補届出の地区と良い関係を持ち、尊敬されるべき者である。

## 参議員



#### ❖ 参議員の立候補に禁じる資格・条件



- 選挙の立候補を禁じられている者である。
- 公務員である。
- 政党の党员である。
- 衆議院議員、大臣、地方議会議員、地方の行政機関の長、その他これらと同様な政治の役職に就いている／就いていた者である。ただし、その役職を退任して、5年以上となっている者は除く。
- 父、母、子供又は配偶者が衆議院議員、参議院議員である又はその者と同時に参議院議員に立候補している又は憲法裁判所・憲法に基づく独立機関の役職に就いているというような者である。



参議院議員は、各職業グループにおける有識者、高技能者、経験者、その職業と同様に働いたり、共通利益を共有したりする者又は社会の中で多種多様な活躍をしている若しくはしていた者の中において互選により、選出される。候補者の分類は被選挙権を有するタイ国民が誰でもなんらかの職業別グループに入れるようにしなければならない。各グループの分類、立候補届出の受理、選出及び議員の定数の決定は参議院議員任命基本法で定められた基準及び方法に従うものとする。参議院議員が国レベルのタイ国民の代表となるため、上記のものは行政区分により、アムポー(郡)・チャンワット(県)という地方レベルから国レベルまで執行しなければならない。

## 参議員の選出新方法

国民のこと 国民の中で立候補し、互選する。政治家には一切関係がない。



各社会の国民が誰でも立候補する権利を有する。

立候補希望者が住んでいたり、働いていたりする地域の市役所などにおける立候補届出は可能。

選挙管理委員会はその立候補者の資格を確認の上、候補者名簿公示する。



国レベルで200名に減数。

各県で100名以下とする。

各郡で100名以下とする。



選挙管理委員会は選挙結果を発表する。



国民の民意を正確に反映した参議員



## 国会（経過規定）

### 参議院

最初の期間においては、参議院は、国会平和秩序評議会の助言に基づき、国王が任命した250名の議員で構成することとされる。議員選出は下記の基準と方法の通りに行われなければならない。

(1) 参議院議員の資格・条件に適合する者を選出・任命するためには、国家平和秩序評議会の決定によって各分野において政治的中立性を保ちながら活躍し、経験を積んだ有識者の中から選出された9-12名の構成で「参議院議員選出委員会」を一つ設けることを必要とされる。参議院議員の選出については次の点に従わなければならない。

(ア) 選挙管理委員会は憲法第107条により参議院議員の選出の執行を果たす。被選出人数はその資格・条件に適合する者の中から200名とされる。また、その執行は憲法第268条により衆議院選挙期日前15日以内終了後、被選出者名簿を国家平和秩序評議会に提出する。

(イ) (1)により設けられた参議院議員選考委員会は参議院の事務又はこの委員会に規定された基準・方法で国会改革作業に相応しい各界の有識有能な者を400名以下選考する。その後、被選考者名簿を一定の期間内に国家平和秩序評議会に提出する

(ウ) 国家平和秩序評議会は、選挙管理委員会から送られた被選出者名簿の200名の中から議員として50名、予備議員として50名を選出する。左記の選任は各界に及んだ経験・知識を有する者の慎重な吟味が行われなければならない。

また、参議院議員選考委員会から送られた被選考者名簿の400名の中から194名を議員として選任する。それに職権上議員となる国防長官、国軍最高司令官、陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官及び国家警察長官6名を合わせ、計250名となる。

最後に参議院議員選考委員会から送られた被選考者名簿から予備議員としてまた50名を選出する。憲法第268条により全ての執行は選挙結果発表の日から3日以内に終了しなければならない

(2) (1)の(イ)において参議院議員として選考された者には憲法第108条のイ「禁じられる資格・条件」の(5)を適用しない。また、職権上議員となる者には憲法第108条のイ「禁じられる資格・条件」の(2)、第184条の(1)及び第185条を適用しない。

(3) 国家平和秩序評議会は、(1)の(ウ)において選出された250名の名簿を国王に奏上し、国王による任命が行われた後、同議会の議長はその任命を承認し、議員名簿に署名し押印する。

(4) 参議院議員の任期は、国王により任命された日から5年とする。議員の空席が出た場合、規則として(1)の(ウ)においてできた予備議員名簿で順位付けされた者をその空席に補充していく。空席の補充には、参議院議長が執行し、国王が任命を承認し、署名し押印することが必要とされる。

一方、職権上参議院議員は議員に任命された時の役職を退くと、その身分を失う。代わりに、失職となった議員と同様の役職に就いている者をその議員の空席に補充することとされる。しかしながら、その補欠議員の任期は前任者の残任期にとどまる。



## 国会の権限及び役割

国家の利益及び国民の平和を確保するため、国会は 憲法、法規又は法の支配という原則を厳守し、その役割を遂行しなければならない。国会の役割は次の通りである。



### 会議

**国会**は、衆議院及び参議院でこれを構成する。両院協議会は法に定められた要件に則して必要となった際に設置される。これにより、両院協議会の開催が可能となる。会議を開催する要件は、国にとって非常に重要性のある点である。従って、国会は衆議院及び参議院の権限又は役割と異なっている。両院協議会は以下の通りの要件により開催を行うこととなっている。

- ① 通常国会の閉会は一定の期間120日前に行う場合には、国会の議決の一致を必要とする時。
- ② 次の順序において国会に両院協議会を求めることとする。
  - (1) 国会に対して、摂政就任者の宣誓の場合。
  - (2) 国会が「王位継承」に関する仏歴2467年の王室典範の改正を了承する場合。
  - (3) 国会が国王即位について了承又は承認する場合。
  - (4) 国会の閉会について承認する場合。
  - (5) 国会を開催する場合。
  - (6) 国会が憲法随法律案を議決する場合。
  - (7) 国会が憲法随法律案又は新法案に関する助言を与える場合。
  - (8) 国会が憲法第147条に基づき議決する場合。(法案の審議中に衆議院議員の任期満了又は解散により、議員の身分を失った場合、審議未了の法案は廃案となり、その法案を審議し直すには、次の内閣による国会への両院協議会の請求が要される。)
  - (9) 国会における一般討議を開催する場合。
  - (10) 議事規則を制定する場合。
  - (11) 国会に対して施政方針演説が行われる場合。
  - (12) 国会に宣戦布告の承認を求める場合。



- (13) 国会に条約の趣旨の陳述聴取及びその承認を求める場合。  
(これについては「国会の承認について」をご覧ください。)
- (14) 規定された要件において憲法改正の場合。
- (15) 憲法の定めた規定に基づくその他の場合。



## 法制

1. 基本法及び法律を可決する。
2. 憲法随法律案を提出及び審議する。
3. 法案へ改正の助言を与える及びその法案を同意する。
4. 内閣の審議の要求に基づく憲法改正案又は委員会での廃案により国会で議決されなかった法律案を可決する。
5. 内閣により国会に対して提出された勅令を迅速に審議した上、承認する。
6. 議案の提出及び憲法改正案を議決する。

## 抑制と均衡

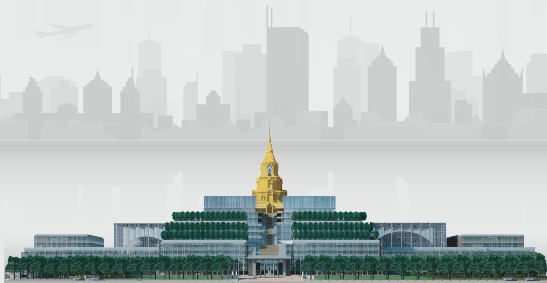


1. 国の安全及び経済をめぐる重要な問題が発生し、その問題を解決するのに国会と内閣の間で合同会議を必要とした場合、衆議院の野党側の代表は、審議又は一般議論のため会議を国会議長に要求できることとする。
2. 新政権を発足する内閣は 任命後15日以内に不信任を決議することなく国の役割、国政、国家戦略に基づいた施政方針演説を国会で必ず行うこととする。
3. 施政をめぐる重要な問題が発生し、その問題を解決するのに衆参両院の議員の意見聴取を必要とした場合、首相は、審議又は一般議論のため会議を国会議長に要求できることとする。

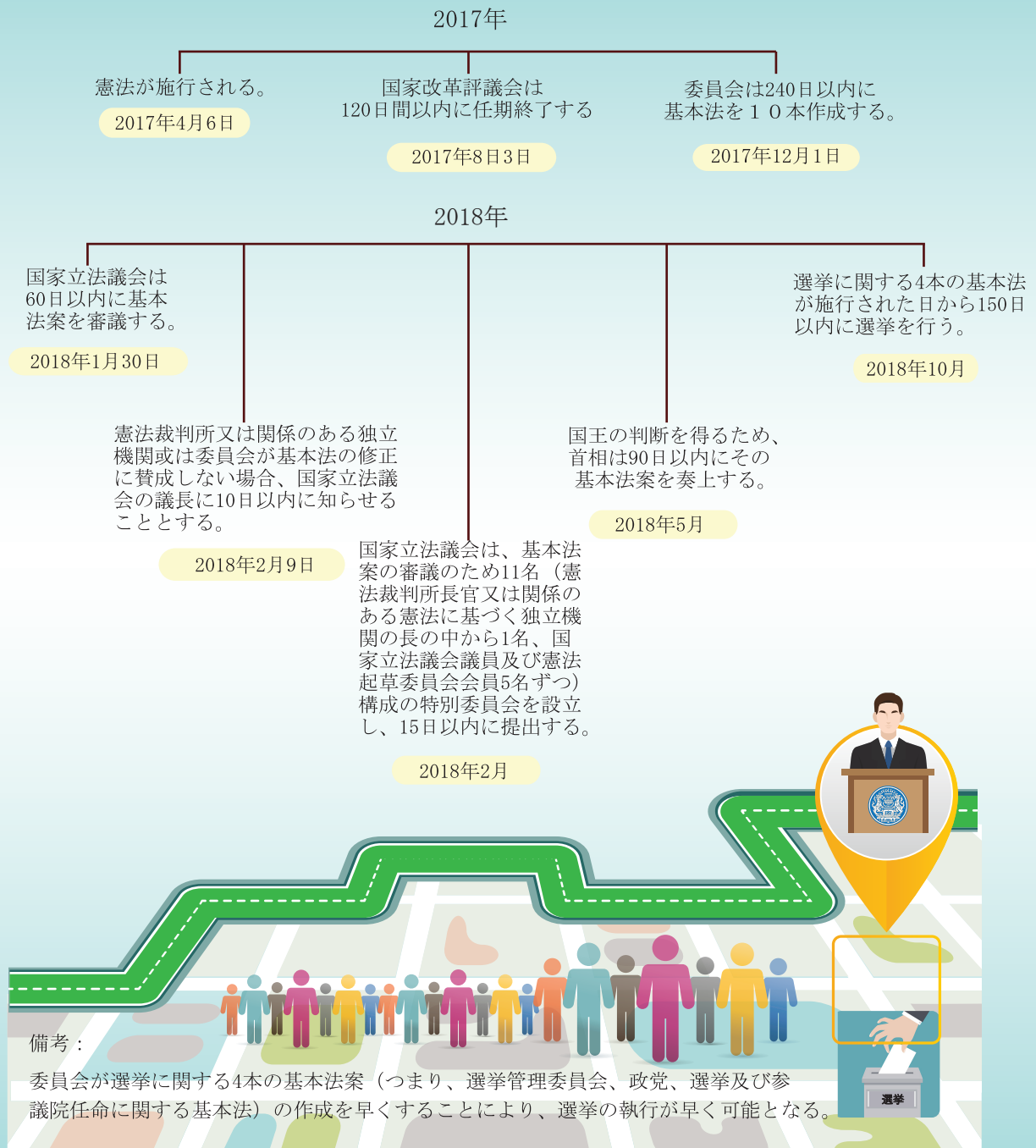
## 承認



1. 宣戦布告を承認する。
2. タイ王国の領土、タイ王国が統治権、司法管轄権を有する領域外の区域を変更させるような条約及び国の経済的安定、社会的安全又は貿易又は投資へ広範囲に及ぶ影響を与えるとみられるような条約を承認する。




# 選挙へ進もう









仏歴2560（西暦2017年）タイ王国憲法（要点）

**翻訳・製本の作業グループ**

1. Ms. Krisanee Masrichan（監督）  
グリッサニー マスリーチャン氏
2. Mr. Choochart Putpeng（アラビア語翻訳）  
シューシャット プットペン氏
3. Ms. Pathomporn Raksapolmuang（スペイン語翻訳）  
プラトンポーン ラックサポンムアン氏
4. Mr. Takkawit Mingkvan（日本語翻訳）  
タッカウイト ミンクワン氏
5. Ms. Wilasinee Chairattrakul（日本語翻訳）  
ウィラシニー シャイラットラクーン氏
6. Acting Sub Lt. Somjai Thongkun（韓国語翻訳）  
ソムジャイ トンクン氏
7. Ms. Nisaporn Sutthimarn（韓国語翻訳）  
ニサーポン スッティマン氏
8. Ms. Wanwimon Maowtub（韓国語翻訳）  
ウィラシニー シャイラットラクーン氏
9. Ms. Kulthida Khanwithi（ドイツ語翻訳）  
クンティダー カンウィティ氏







翻訳・製本：衆議院事務局 | 外国語事業担当部  
| 仏歴2560年（西暦2017年）タイ  
王国憲法の要点翻訳作業グループ  
情報・イラスト提供：衆議院事務局 | 国会事情  
管理部 | 博物館管理と国会  
記録・資料保存管理課